

公益社団法人長崎県トラック協会における 取組みについて

令和6年11月6日
働き方改革推進に係る意見交換会

公益社団法人長崎県トラック協会について

- 営業用トラック(緑ナンバートラック)を使用する運送事業者の団体で、運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保するため各種事業を実施しています。
- 会員数 516者(県内事業者数の85%)
- 会員保有台数 9,044台(会費請求ベース)
- 13支部(長崎、諫早、島原、大村、東彼、佐世保、北松、五島、上五島、壱岐、対馬、長崎路線、佐世保路線)
 - 地方適正化事業実施機関としての役割について
 - 各種助成事業の実施やセミナー等の開催について

貨物自動車運送事業法に基づき、「貨物自動車運送事業適正化事業実施機関」が各都道府県に設置されることとされており、当協会は、平成2年に九州運輸局長より地方実施機関として指定を受け、以下のような業務を行っています。

巡回指導

トラック運送事業者に対する改善指導に加え、適正な事業経営の参考となる情報提供、優良事業所の事例なども紹介しています。2年に1回を目標としていますが、改善が必要な事業所を優先的に実施するなど柔軟な取り組みを行っています。

街頭パトロール

輸送の安全を確保するため、過積載運行や速度超過、駐車違反などを防止するためパトロールや行政が実施する街頭検査・取締りにも積極的に参加し、違反行為をしないよう呼びかけています。

苦情処理

一般消費者、荷主、トラック運送事業者、労働者からの問い合わせや苦情などに対し、解決に努めています。

新規事業者向け説明会

新規許可取得事業者に対して、関係行政機関と連携して講習会を開き、各種法令など事業者として最低限必要な知識について説明しています。



巡回指導では、以下の項目について調査及び指導を行っています。

指導項目

事業計画等

- 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。
- 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。
- 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。
- 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。
- 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。
- 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等) (本社巡回に限る。)
- 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。
- 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。

帳票類の整備、報告等

- 事故記録が適正に記録され、保存されているか。
- 自動車事故報告書を提出しているか。
- 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。
- 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。
- 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)

運行管理等

- 運行管理規程が定められているか。
- 運行管理者が選任され、届出されているか。
- 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。
- 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。
- 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。
- 過積載による運送を行っていないか。
- 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。

- 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。
- 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。
- 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。
- 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。
- 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。
- 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。

車両管理等

- 整備管理規程が定められているか。
- 整備管理者が選任され、届出されているか。
- 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。
- 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。
- 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。

労基法等

- 就業規則が制定され、届出されているか。
- 36協定が締結され、届出されているか。
- 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。
- 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。

法定福利

- 労災保険・雇用保険に加入しているか。
- 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。

運輸安全マネジメント

- 運輸安全マネジメントの実施は適正か。

<指導項目のうち過重労働防止に関する項目>

- 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。

⇒日報、チャート紙、点呼記録簿等により改善基準告示が遵守されているか確認を行い、違反があった場合は改善指導を実施

- 就業規則が制定され、届出されているか。
- 36協定が締結され、届出されているか。
- 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。

⇒届出内容等の確認、出勤簿等により連続出勤、休日労働の違法性の有無について確認を行い、違反があった場合は改善指導を実施

<違反が確認された場合の対応について>

違反項目について早急に改善を求める通知書を発出し、3か月以内に改善報告書を拳証書類添付の上提出して頂きます。

改正貨物自動車運送事業法に基づき、「適正化事業調査員（Gメン調査員）」を選任し、以下の業務を行うこととなりました。 ※令和6年8月1日施行

①トラック事業者からの巡回指導時の情報収集

- ・巡回指導の際に、資料を配付・説明し、違反原因行為の情報を収集

②トラック事業者からの電話・訪問等による情報収集

- ・電話や訪問などにより違反原因行為の情報を収集

③荷主・元請事業者への電話・訪問調査、現場確認

- ・①や②で得た情報をもとに、電話や訪問などにより調査
- ・荷待ち状況の現場を調査

④荷主・元請事業者等への周知・協力要請

- ・説明会や訪問などにより違反原因行為の防止、改善の協力を要請
- ・物流拠点周辺で荷待ちを行っているドライバー等に対する広報・啓発活動等

※③④は運輸支局トラックGメンに同行する形で実施

【違反原因行為の情報】

- ・長時間の荷待ち
- ・契約にない附帯業務
- ・運賃・料金の不当な据置き
- ・過積載運送の指示・容認
- ・異常気象時の運送依頼
- ・無理な運送依頼

通知

運輸支局トラックGメン

運輸支局トラックGメンとの連携・協力により、

ドライバーの労働環境改善に向けた取組みを強化することとなりました。

運輸事業振興助成交付金制度を活用した公益事業において、以下の事業を行い、会員事業者の事業運営をサポートしています。 ※関係事項を抜粋

助成事業の実施

- 運転免許取得促進助成
- フォークリフト技能講習修了に対する助成
- 血圧計導入促進助成
- SASスクリーニング検査助成
- 健康診断受診促進助成
- 働きやすい職場認証制度取得促進助成

セミナー等の開催

- 健康起因事故防止セミナー
- 健康管理セミナー
- 過労死等防止対策セミナー
- 改善基準告示解説セミナー
- 人材確保・労働環境改善セミナー